

(平成26年12月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	55 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで
私は、国民年金保険料を全て納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和 55 年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから平成 12 年 12 月に同被保険者資格を再取得するまでの長期間にわたり、国民年金の被保険者期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識の高さが認められ、申立期間は 6 か月と短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から同年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録では17万円とされているが、事業所別被保険者名簿では18万円とされており相違している。

また、当該名簿では、申立人の標準報酬月額が、昭和50年8月の随時改定において17万円、同年10月の定時決定において18万円に改定され、引き続き申立期間まで18万円と記録されている。

しかしながら、申立期間当時の厚生年金保険法第21条第3項によれば、昭和50年8月に標準報酬月額の随時改定が行われた場合、同年10月の定時決定は適用しないとされていたことから、この記録は不合理な記載内容となっている。

また、A社から提出された社会保険カードの写しにおいて、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、19万円と記録されていることが確認できるところ、事業主は、社会保険カードに記録のとおり、19万円で社会保険事務所に提出している旨回答している上、社会保険カードの記録とオンライン記録の標準報酬月額が相違しているのは、申立期間のみであることが確認できる。

さらに、B厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳の写し及びC健康保険組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の写しによれば、申立期間の標準報酬月額は19万円とされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（19万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和 59 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 59 年4月から同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の関連会社であるB社の事業を継承したC社から提出された退職者一覧により、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 59 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、A社において、申立人と同職種の同僚が保有する給与支給明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和 44 年 10 月 1 日に設立し、平成 14 年 8 月 * 日に解散しており、申立期間も法人として存続していることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した申立人を含む 17 人の従業員全員の雇用保険の資格取得日は、同年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 59 年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 12 月 10 日

A事業所は、平成 22 年 12 月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26 年 4 月 8 日に事後訂正の届出を行ったが、当該記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された平成 22 年分の源泉徴収簿及びその添付資料によると、申立人は、同年 12 月 10 日に同事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿等において確認できる保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は101万9,000円、同年12月10日は100万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成17年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたのは確かなので、賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、当時の賞与に係る資料は残っていないものの、申立期間において、申立人の役職から、申立人には80万円から100万円程度の賞与を支払ったと思うと回答しており、申立人の主張と一致している。

また、A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

さらに、申立人から提出された平成17年分給与所得の源泉徴収票で確認できる当該1年分の社会保険料控除額及び支払金額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額及び申立人から提出のあった給与明細を基に算出した年間の社会保険料及び支払金額の合計額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額を基に算出した保険料控除額から判断すると、平成17年7月8日は101万9,000円、同年12月10日は100万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 21 年 9 月から同年 11 月までは 16 万円、22 年 11 月から 23 年 2 月までは 19 万円、同年 4 月から 24 年 2 月までは 18 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 24 年 3 月 1 日から 25 年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 23 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 19 万円、24 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 18 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年 3 月から同年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から 25 年 8 月までは 18 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 9 月 1 日から 25 年 9 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A 社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成21年9月1日から24年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年3月1日から25年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成21年9月1日から24年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成21年9月から同年11月まで、22年11月から23年2月まで及び同年4月から24年2月までの標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、21年9月から同年11月までは16万円、22年11月から23年2月までは19万円、同年4月から24年2月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無いため、これを確認できないが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、平成21年9月から同年11月まで、22年11月から23年2月まで及び同年4月から24年2月までの長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は、年金事務所）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、当該期間のうち、平成21年12月から22年10月まで及び23年3月については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成24年3月1日から25年9月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、15万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出のあった給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成23年4月から同年6月までは標準報酬月額19万円、24年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を平成24年3月から同年8月までは19万円、同年9月から25年8月までは18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月までの期間、63 年 10 月から平成 7 年 4 月までの期間及び 9 年 5 月から 11 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月まで
② 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 3 月まで
③ 平成 3 年 4 月から 7 年 4 月まで
④ 平成 9 年 5 月から 11 年 11 月まで

私の両親は、私が学生だった 20 歳の時（昭和 61 年*月）に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。平成 10 年 5 月に父が亡くなってからは、私が 11 年 12 月に会社に勤務するまで保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 61 年*月に申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 7 月に任意加入したことにより払い出されており、当該期間は学生の国民年金への加入が任意とされていた期間の未加入期間であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 63 年 10 月に国民年金の被保険者資格を喪失しており（処理日は同月 13 日）、その後、当該期間において申立人が同被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

申立期間③については、オンライン記録によれば、当該期間を国民年金の被保険者期

間とする記録の追加が平成9年5月21日に行われており、この記録追加時点より前に当該期間が国民年金の被保険者期間とされていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該記録追加時点まで国民年金に加入しておらず、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、当該記録追加時点では、当該期間のうち3年4月から7年3月まで（49か月中48か月）の保険料は時効により納付することができない。

申立期間④については、オンライン記録によれば、申立人は、平成9年5月に国民年金の被保険者資格を喪失しており（処理日は同月21日）、その後、当該期間において申立人が同被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人の両親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月

私は、会社を退職した昭和 55 年 5 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書に記載されていた納期限内に金融機関で国民年金保険料を納付していた。

また、その後に勤務した会社を退職したときも、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、納付書に記載されていた納期限内に金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 55 年 5 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、納付書に記載されていた納期限内に金融機関で国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録の申立人の資格取得記録の処理日（平成 3 年 2 月 13 日）から、同年 2 月頃に B 区で払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

なお、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は平成 3 年 2 月頃に払い出されたと推認でき、同年 2 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から55年5月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚(親戚)は、自身は昭和42年頃から4、5年間、A社で勤務し、申立人と一緒にB業務関係の仕事に従事した旨述べていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所名簿によると、A社は、昭和51年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認資料等の保管場所が不明のため、調べることができないと回答している。

さらに、上記同僚は、自身も申立人もA社で勤務していた頃は厚生年金保険に加入しておらず、自身は昭和60年頃から別の会社で厚生年金保険を掛け始めた旨述べている。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、国民年金に、制度発足時から60歳に達するまでの期間において加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月18日から42年7月1日まで
A店に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店では、B職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C図書館から提出された昭和42年版の全住宅案内地図帳によると、申立人が記憶する住所に「A」店の記載が確認できる上、申立人が記憶する同僚及び当該同僚が記憶する従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA店でB職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、A店はD事業であったとしていることから、申立期間当時、同店は厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、同店が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人及び上記同僚が記憶する事業主については、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A店について、上記同僚は、同店は厚生年金保険には加入しておらず、給与から国民年金保険料が控除されていたが、途中から自分で納付するようになった旨供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚が申立期間において厚生年金保険の被保険者となった記録は無く、申立期間の途中から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、申立期間のうち昭和39年4月から42年3月までの期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和27年8月1日から29年7月24日まで
③ 昭和30年12月21日から35年12月9日まで

平成25年の春頃、A社に勤務していた同僚から脱退手当金を受け取った話を聞いたため、年金事務所で自分の記録を調べてもらったところ、脱退手当金の支給記録があった。しかし、脱退手当金は受け取った記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定された昭和36年9月25日の直前の同年9月2日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立人が申立期間③当時に勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで
A社において、平成4年3月31日付けで退職届を提出し、同年3月分の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録から、申立人の離職日は平成4年3月30日と確認できる上、同社の社会保険事務の委託先である社会保険労務士事務所が作成した被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格喪失日は同年3月31日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間後に勤務している勤務先から提出された申立人に係る履歴カードによると、A社における退職日は平成4年3月30日と記録されていることが確認できる。

さらに、A社における申立期間当時の元事業主は、「事業所は既に解散し、当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月10日から35年3月20日まで
A組合に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合は、閉鎖登記簿によると、昭和39年8月*日に解散合併してB組合となり、その後、C組合となっていることが確認できるが、同組合は、当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料控除については分からないと回答している。

また、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が姓のみを記憶する二人と同姓の者は、被保険者であったことが確認できるものの、いずれの者も連絡先不明であり、申立人の申立期間に係る勤務等について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は12人いるものの、全員連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務等について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿を確認したものの、申立期間に健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

なお、上記被保険者名簿により、A組合は昭和34年1月2日付けでD共済組合へ編入していることが確認できるものの、同共済組合は申立人の申立期間に係る記録は確認できない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月12日から同年4月20日まで
② 昭和33年11月27日から同年12月21日まで
③ 昭和34年6月1日から35年8月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自身の記憶と相違しているので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、申立人が記憶する同僚4人のうち連絡可能な3人に照会し、二人から回答を得られたが、一人は申立人を記憶しておらず、残る一人は申立人を記憶しているものの、勤務期間については分からない旨回答している。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿により、申立期間①に同社で資格を取得した従業員36人のうち連絡可能な10人に照会し、5人から回答を得られたが、4人は申立人を記憶しておらず、残る一人は、昭和32年3月12日に同社が厚生年金保険に加入する際に申立人は同社に勤務していなかったと思う旨述べている。

加えて、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者であった42人のうち連絡可能な13人に照会し、回答を得られた7人のうち、申立人を記憶している者は二人確認できたものの、いずれの者も申立人の勤務期間については分からない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③について、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の所在も確認できないことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

また、B社の事業所別被保険者名簿により、申立期間③に資格を取得した41人のうち連絡可能な18人に照会し、回答を得られた14人のうち、申立人を記憶している者は4人確認できたものの、いずれの者も申立人の入社日は分からない旨回答しており、うち一人は自身が入社した昭和35年5月より後に申立人は入社したと思う旨述べている。

さらに、上記14人のうち3人は、B社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和34年6月1日に勤務していた従業員は全員厚生年金保険に加入した旨述べており、このうち一人は、その理由として、同年頃に社内で待遇等への不満が出て、自身が役所に相談に行った結果、同社に対し指導が行われたためである旨述べている。

加えて、申立人はB社で姉と一緒に勤務した期間は無いため述べているところ、同社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の姉と同姓同名、同生年月日である者の加入記録は申立期間③と一部重複していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月23日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月23日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月23日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月23日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月23日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月23日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月23日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 23 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたことは間違いないので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に、同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳によると、当該賞与に係る厚生年金保険料控除は確認できない上、A社は、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。